

交通遺児等援護一時金・援護金の給付

県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に、援護一時金・援護金を給付しています。

☎048-830-2955

地域支援課 ☎21-1435 ☎23-2236



市HP

たばこは市内でお買い求めください

市町村たばこ税は、たばこを購入した場所の市町村に納められます。令和3年度は、約6億5千万円の市たばこ税が納められ、まちづくりの貴重な財源となっています。

たばこは市内でお買い求めください。

☎課税課 ☎21-1438 ☎23-2238

農地の適正な管理をしましょう

遊休農地は、火災やゴミの不法投棄、病害虫の発生などの原因となり、近隣の住民や農地に悪影響を及ぼします。また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。農地の権利を有する人は、耕うんや草刈りなど適正な農地の管理をしましょう。

☎農業委員会事務局

☎21-1433 ☎23-7700

快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度

地震による既存木造住宅の倒壊等による生命・身体・財産の被害を最小にするため、既存木造住宅の耐震診断と耐震改修に必要な費用の一部を補助します。

補助金交付基準

	対象建築物	補助率 限度額
耐震診断	次の全てに該当するもの ・既存の木造一戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの) ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・階数が2階以下のもの(地階を除いた階数) ・申請者が所有しているもの	補助率 1/2 限度額 5万円
耐震改修	耐震診断の結果、安全性の「総合評価1.0未満」のもの	補助率 23/100 限度額 20万円

☎交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課に提出してください。補助金の交付が決定した後に、耐震診断・耐震改修に着手することが補助要件となります(既に着手されているものは対象外です)。

なお、申請手続きを第三者に委任することもできます。

☎住宅建築課 ☎21-1424 ☎24-8857



市HP

移住促進空き家利活用補助金交付制度

市内の空き家を有効活用し、市外から転入する人又は市外から転入する人に空き家を提供する人に対して、補助金を交付します。

対象者 ・空き家バンクの利用申込書を提出した人で、市外から転入して5年以上居住する意思がある人(空き家利用者)
・空き家バンクの登録の決定を受けた空き家所有者等で、空き家利用者に空き家を売却又は賃貸する人(空き家所有者)

対象物件 ・市空き家バンクに登録し、売買又は賃貸借するもの

・昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすもの

対象事業 ・空き家利用者による、空き家の購入

・空き家利用者又は空き家所有者が発注する空き家のリフォーム工事

補助金額

対象事業	対象者	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
空き家の購入	空き家利用者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	25万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円
空き家のリフォーム工事	空き家利用者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	20万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円 市内業者施工 5万円
	空き家所有者			20万円 市内業者施工 5万円

※年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

☎・☎交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課へ。☎21-1424 ☎24-8857

市政情報

空き家バンク制度

空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた空き家の情報を登録し、公開します。

空き家の売却や賃貸を希望する人

登録申請後、現地調査を行い、登録基準を満たした物件について、市HP等で情報発信を行います。

※空き家の登録は無料です。

空き家の利用を希望する人

登録されている空き家から利用を希望する空き家を選び、利用申込みをしてください。交渉、契約などは、協定締結団体の業者が行います。

☎住宅建築課 ☎21-1424 ☎24-8857



合併処理浄化槽への転換補助制度

生活排水による河川の水質汚濁等を防止するため、単独処理浄化槽や、くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する人を対象に、補助金を交付しています。
対象区域 市内の浄化槽処理促進区域(生活排水を集集的に処理する施設を有する区域を除く)

補助要件 ・環境省が定める環境配慮型及び高度処理型の要件に該当する浄化槽であること

- ・10人槽以下の合併処理浄化槽で専用住宅に設置すること
- ・放流先が確保され、放流先の管理者と協議が整っていること
- ・令和4年度中に設置及び諸手続きが完了すること
- ・県知事への登録・届出をしている業者が浄化槽法に基づく浄化槽設備士のもとで施工すること

※その他の要件もありますので、詳細は環境センターへお問い合わせください。
※工事を始める前に申請が必要です。必ず事前に申請してください(工事着手後は、対象外となります)。

補助金額 ※表欄の金額は、上限です。

	5人槽	7人槽	10人槽
設置費	352,000円	434,000円	568,000円
処分費	60,000円		
配管費	150,000円		
補助金合計	562,000円	644,000円	778,000円

☎環境センター ☎24-2888 ☎24-2838

各種届出は期限内に

	期間	必要なもの
転入届	市内に住み始めた日から14日以内	転出証明書(※)、届出人本人を確認できるもの
転居届	転居した日から14日以内	届出人本人を確認できるもの
世帯変更届	変更した日から14日以内	届出人本人を確認できるもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	出生届、印鑑、母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	死亡届、印鑑

※マイナンバーカードによる特例転出をした人は不要。

届出の際の持ち物(お持ちの人)

マイナンバーカード、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険受給資格証明書、子ども医療費受給資格証

新型コロナウイルス感染症の影響で届出期間を経過してしまう場合

事前に市民課へご相談ください。ただし、届出が遅れる場合、マイナンバーカードをお持ちの人や、行政サービス等を受けている人(児童手当、小・中学校の転校、保育園・幼稚園関係、各種健康保険、介護保険、福祉サービスなど)は、各行政サービスへの影響がある場合がありますので、あらかじめ担当課へご確認ください。

届出・請求時の本人確認

第三者によるなりすまし等の不正な手続きを防止するため、転入等の届出や婚姻等の戸籍届出、住民票や戸籍などの各種証明書の交付請求時には、その届出書や請求書を持参した人の本人確認を行います。

受付時の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証などの提示にご協力ください。

届出・問合せ 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234